

○ ICカード連絡運輸取扱規則（2015年9月24日九州旅客鉄道株式会社公告第4号）

第1編 総則

（この規則の目的）

第1条 この規則は、九州旅客鉄道株式会社（以下「当社」といいます。）と北九州高速鉄道株式会社との間の、ICカードを媒体とする定期乗車券による旅客の連絡運輸について、そのサービス内容とご利用条件を定め、もって利用者の利便向上を図ることを目的とします。

（適用範囲）

第2条 ICカードを媒体とする定期乗車券による旅客の連絡運輸については、この規則の定めるところによります。

2 前項の規定にかかわらず、当社及び北九州高速鉄道株式会社は、この規則に定めてある事項を除き、その運送について別に規定を設け、これを第1条の規定による連絡運輸に適用することがあります。

3 この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。

（注） 別に定めるものの主なものは、次のとおりです。

- （1） 学校及び救護施設指定取扱規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）
- （2） 身体障害者旅客運賃割引規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第5号）
- （3） 知的障害者旅客運賃割引規則（1991年11月九州旅客鉄道株式会社公告第38号）
- （4） ICカード乗車券取扱規則（2009年2月九州旅客鉄道株式会社公告第11号。以下「IC規則」といいます。）

（用語の意義）

第3条 この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。

- （1） 「当社線」とは、当社の経営する鉄道線をいいます。
- （2） 「モノレール線」とは、北九州高速鉄道株式会社が経営する北九州都市モノレール小倉線をいいます。
- （3） 「ICカード乗車券」とは、当社が発行し、当社又は北九州高速鉄道株式会社がそれぞれ発売するICカードを媒体としたストアードフェアカード及び定期乗車券をいいます。
- （4） 「SUGOCA」とは、当社が発行し、発売するICカード乗車券をいいます。
- （5） 「IC連絡定期券」とは、当社又は北九州高速鉄道株式会社が発売する当社線とモノレール線との間の、連絡運輸となるICカードを媒体とした定期乗車券をいいます。
- （6） 「小児用IC連絡定期券」とは、IC連絡定期券のうち、第20条に規定する小児（以下「小児」といいます。）の記名人のご利用に供するICカードを媒体とした定期乗車券をいいます。
- （7） 「運送事業者」とは、当社及び北九州高速鉄道株式会社をいいます。
- （8） 「駅」とは旅客の取扱いをする停車場をいいます。
- （9） 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいいます。
- （10） 「旅客規則」とは、当社が定める旅客営業規則をいいます。

(11) 「S F」とは、ストアードフェアカードの機能により I Cカード乗車券に記録される金銭的価値をいいます。

(12) 「チャージ」とは、運送事業者の定める方法で I Cカード乗車券に入金して S Fを積み増しすることをいいます。

(13) 「デポジット」とは、当社が I Cカード乗車券の利用権の代価として収受するものをいいます。

2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則及び I C規則の定めるところによります。

(契約の成立時期及び適用規定)

第4条 I C連絡定期券に関する旅客との契約の成立時期は、旅客が I C連絡定期券を購入したときとします。

2 前項の規定によって契約の成立したとき以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立したときの規定によるものとします。

(規則等の変更)

第5条 この規則及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

(旅客の同意)

第6条 旅客は、この規則及びこれに基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとします。

(制限又は停止)

第7条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、I C連絡定期券について、次の各号に掲げる制限又は停止をすることがあります。

- (1) 発売駅・発売枚数・発売時間若しくは発売方法の制限又は発売の停止
- (2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法又は乗車する列車の制限
- (3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目若しくは持込区間又は持込列車等の制限

2 前項の制限又は停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示します。

3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、運送事業者はその責を負いません。

(運行不能の場合の取扱い)

第8条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客又はこれを通過しなければならない旅客の取扱いは行いません。ただし、運輸上支障がない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着又は通過となる I C連絡定期券を発売することがあります。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
- (2) 不通区間に対する旅客運賃の払いもどしの請求をしない。

2 列車の運行が不能となった場合であっても、運送事業者が連絡の措置をして、その旨関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをします。

(注) 第1項の「通過」には、不通区間の一部を通過する場合も含まれます。

(期間の計算方)

第9条 日をもって期間の計算をする場合は、その初日及び末日の時間の長短にかかわらず、1日として計算します。

(準用規定)

第10条 旅客規則第4条第1項、同条第2項第2号及び第11条の規定は、この編に準用します。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりです。

第4条 運賃・料金前払の原則

第11条 旅客等の提示又は提出する書類

2 IC規則第9条、第10条、第11条及び第12条の規定は、この編に準用します。

(注) 準用するIC規則の内容は、次のとおりです。

第9条 ICカードの所有権

第10条 デPOSIT

第11条 SUGOCAの失効

第12条 チャージ

第2編 旅客営業

第1章 通 則

(IC連絡定期券の発売箇所)

第11条 IC連絡定期券の発売箇所及び取扱箇所は、運送事業者が別に定めるところによります。

(IC連絡定期券の発売範囲)

第12条 IC連絡定期券を発売する連絡運輸の範囲は別表に定めるとおりとします。

(IC連絡定期券の発売日)

第13条 IC連絡定期券は、有効期間の開始日の7日前から発売します。

第2章 発 売

(IC連絡定期券の発売)

第14条 IC連絡定期券の購入の申し出があったときは、旅客規則第35条に定める通勤定期乗車券、同第36条に定める通学定期乗車券（同条第4項に定める実習用通学定期乗車券を除きます。）を発売します。

2 前項の規定にかかわらず、別に運送条件を定めたIC連絡定期券を発売することがあります。

3 旅客は、IC連絡定期券の購入に際して、氏名、生年月日、性別及びその他の必要事項をIC規則第38条第3項に定めるSUGOCA定期券購入申込書（以下「購入申込書」といいます。）に記入し、提出しなければなりません。

(小児用 I C 連絡定期券の発売)

第15条 小児用 I C 連絡定期券の購入申し出があったときは、次の各号に定めるところにより、当該小児の12歳の誕生日の前日以降で最初の3月31日(誕生日が3月31日の場合は当該3月31日、4月1日の場合は前日の3月31日)までの間使用することができる I C カードを媒体として、小児用 I C 連絡定期券を発売します。

- (1) 第16条に定める通勤 I C 連絡定期券を発売する場合にあつては、旅客が、前条に定める購入申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 I C 連絡定期券の利用者が小児であることを証明したときに限ります。
- (2) 第17条に定める通学 I C 連絡定期券を発売する場合にあつては第18条の規定によります。

(通勤 I C 連絡定期券の発売)

第16条 旅客が区間及び経路を同じくして乗車する場合で、購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は6 箇月有効の通勤 I C 連絡定期券を発売します。

(通学 I C 連絡定期券の発売)

第17条 学校及び救護施設指定取扱規則第2条に規定する学校(以下「指定学校」といいます。)の学生、生徒、児童又は幼児が次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は6 箇月有効の通学 I C 連絡定期券を発売します。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含みます。)もより駅との相互間を通学のために乗車する場合
- (2) 別表に定める当社線とモノレール線にまたがる区間を乗車する場合
- (3) 区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は旅客規則第36条第2項又は I C 規則第38条第3項に規定するものに、通学定期券購入申込書の様式は I C 規則第38条第3項に規定するものにそれぞれ準じます。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1 箇月間とします。ただし、学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学 I C 連絡定期券の有効期間の開始日とする場合に限りします。

(割引の I C 連絡定期券の発売)

第18条 前条第1項の規定により通学 I C 連絡定期券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は旅客規則第170条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、当社線区間について割引の通学 I C 連絡定期券を発売します。この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとします。

- (1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の中学部の生徒
 - (2) 小学校及び特別支援学校の小学部の児童
 - (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部の生徒
 - (4) 高等専門学校第3学年以下の学生
 - (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期課程にあつては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。）を受ける訓練生
- 2 前項の規定によって提出する通学証明書については、旅客規則に定める旅客運賃割引証に関する規定を準用します。

第3章 運 賃

（定期旅客運賃の種類）

第19条 定期旅客運賃の種類は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 通勤定期旅客運賃
- (2) 通学定期旅客運賃

（旅客の区分及びその定期旅客運賃）

第20条 定期旅客運賃は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、この規則に定めるところによりその定期旅客運賃を収受します。

大人 12才以上の者

小児 6才以上12才未満の者

幼児 1才以上6才未満の者

乳児 1才未満の者

- 2 前項の規定による幼児で、次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなします。
- (1) 幼児が幼児だけで乗車するとき。
 - (2) 幼児が、I C連絡定期券を所持する6才以上の旅客に2人をこえて随伴されて乗車するとき。
ただし、2人をこえた者だけを小児とみなします。

（定期旅客運賃）

第21条 定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とします。

- (1) 大人定期旅客運賃は、次に掲げる当社線とモノレール線の定期運賃を併算した額とします。

ア 当社線区間 旅客規則の定めるところによって計算した大人定期旅客運賃

イ モノレール線区間 北九州高速鉄道株式会社が定める大人定期旅客運賃

- (2) 小児定期旅客運賃は、次に掲げる当社線とモノレール線の定期運賃を併算した額とします。

ア 当社線区間 大人定期旅客運賃を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額
（以下、この方法を「は数整理」といいます。）。

イ モノレール線区間 北九州高速鉄道株式会社が定める小児定期旅客運賃

（注） 大人定期旅客運賃を折半し、10円未満のは数を10円に切り上げた額

(割引の定期旅客運賃)

第22条 割引の定期旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とします。

(1) 大人の割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とします。

ア 当社線区間 別に定める場合を除き、大人定期旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額

イ モノレール線区間 北九州高速鉄道株式会社が定める額

(2) 小児の割引定期旅客運賃は、次によって計算したものを併算した額とします。

ア 当社線区間 別に定める場合を除き、小児定期旅客運賃から割引額を控除し、は数整理した額

イ モノレール線区間 北九州高速鉄道株式会社が定める額

(中学校、高等学校生徒等に対する割引定期旅客運賃)

第23条 第18条の規定により割引の I C 連絡定期券を発売する場合の定期旅客運賃は、次の各号に定める当社線の通学定期旅客運賃と、モノレール線の通学定期旅客運賃を併算した額とします。

(1) 第18条第1項第1号に規定する生徒に対しては、旅客規則第104条第1号ハに規定する割引定期旅客運賃

(2) 第18条第1項第2号に規定する児童に対しては、旅客規則第104条第2号ハに規定する割引定期旅客運賃

(3) 第18条第1項第3号から第5号に定める生徒等に対しては、旅客規則第104条第3号ハに規定する割引定期旅客運賃

第4章 効 力

(I C 連絡定期券の効力)

第24条 I C 連絡定期券は、記名人のみが使用することができます。

2 I C 規則第12条の規定により S F をチャージした I C 連絡定期券にあつては、 I C 連絡定期券の券面表示区間外又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降であっても、 I C 規則第25条の規定を準用して乗車することができます。ただし、同条第1号ただし書に規定する取扱いを除きます。

(小児用 I C 連絡定期券の取扱い)

第25条 小児用 I C 連絡定期券の使用期限を経過したときは、以後当該小児用 I C 連絡定期券を使用することはできません。この場合、当該小児用 I C 連絡定期券は、当該小児用 I C 連絡定期券を発売した運送事業者の取扱箇所において、別に定めるところにより小児用 I C 連絡定期券以外の記名式の I C カード乗車券若しくは I C 連絡定期券への変更又は第36条の規定により払いもどしを行うことができます。

(I C 連絡定期券の有効期間)

第26条 I C 連絡定期券の有効期間は1箇月、3箇月又は6箇月とします。

(有効期間の起算日)

第27条 IC連絡定期券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該IC連絡定期券を発行した当日から起算します。

(使用方法)

第28条 IC連絡定期券を用いて乗車するときは、同一のIC連絡定期券により旅行開始駅、小倉駅及び旅行終了駅で自動改札機による改札を受けて入場及び出場しなければなりません。

(利用条件等)

第29条 1回の乗車につき、IC連絡定期券と他のICカード乗車券又はIC規則第54条第2項に定める事業者が発行したICカードを同時に使用することはできません。

2 入場時に使用したIC連絡定期券を出場時に使用しなかった場合は、当該IC連絡定期券で再び入場することはできません。

3 ICカードの破損、自動改札機の故障又は停電等により自動改札機によるIC連絡定期券の内容の読み取りが不能となった場合は、自動改札機で使用することはできません。

4 乗車以外の目的で駅に入出場することはできません。

5 新幹線には乗車できません。

6 券面表示事項が不明となったときは使用できません。この場合、当該IC連絡定期券を発売した運送事業者の取扱箇所に当該IC連絡定期券を差し出して、券面表示事項の再印字を請求することができます。

7 偽造、変造又は不正に作成されたIC連絡定期券を使用することはできません。

(途中下車)

第30条 旅客は、旅行開始後、その所持するIC連絡定期券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車等により乗り継いで旅行すること（以下「途中下車」といいます。）ができます。ただし、運送事業者が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅では途中下車をすることができません。

(継続乗車)

第31条 入場後に有効期間を経過した当該使用IC連絡定期券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限って、その券面に表示された着駅までは、券面に表示された有効期間にかかわらず、これを使用することができます。この場合、接続駅において設備又は時間の関係上、一時出場して、列車に接続のため待合せをするときは、指定した列車に乗り継ぐ場合に限り、継続乗車しているものとみなします。

(改氏名の場合のIC連絡定期券の書替)

第32条 IC連絡定期券の使用人は、氏名を改めた場合は、これを当該IC連絡定期券を発売した運送事業者の取扱箇所に差し出して、その氏名の書替を請求しなければなりません。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該IC連絡定期券の記名人本人で

あることを証明した場合に限って取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該 I C 連絡定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(I C 連絡定期券が前途無効となる場合)

第33条 I C 連絡定期券は、次の各号の 1 に該当する場合は、その後の乗車については、無効として回収します。

- (1) 旅客が旅客規則第312条第 1 項第 1 号、第313条又は第314条の取扱いを受けたとき。
- (2) 鉄道営業法（明治33年法律第65号）第42条の規定によって車外に退去させられたとき。

(I C 連絡定期券が無効となる場合)

第34条 I C 連絡定期券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収します。この場合、デボジットは返却しません。

- (1) I C 規則第17条第 2 項及び第17条の 2 に規定する場合を除いて、他の乗車券と併用して使用した場合
 - (2) I C 連絡定期券の記名人以外の者が使用した場合
 - (3) 新幹線に乗車した場合
 - (4) 券面表示事項が不明となった I C 連絡定期券を使用した場合
 - (5) 係員の承諾を得ないで I C 規則第18条に定める利用エリア外の区間に乗車した場合
 - (6) 係員の承諾を得ないで自動改札機による改札を受けずに乗車した場合
 - (7) 使用資格、氏名、生年月日、区間又は通学の事実を偽って購入した I C 連絡定期券を使用した場合
 - (8) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
 - (9) 通学 I C 連絡定期券を使用する場合であって、旅客がその使用資格を失った後（第18条の規定による割引の I C 連絡定期券を購入した旅客が、割引適用資格を失ったときを含みます。）に使用した場合
 - (10) 通学 I C 連絡定期券を使用する場合であって、旅客が旅客規則第170条の規定による証明書を携帯していない場合
 - (11) その他不正乗車の手段として使用した場合
- 2 前項第 1 号に該当する場合は、他の乗車券も無効として回収します。
- 3 偽造、変造又は不正に作成された I C 連絡定期券を使用した場合は、前各項の規定を準用します。
- 4 偽造、変造若しくは不正に作成された I C 連絡定期券を使用しようとした場合、又は I C 連絡定期券を不正乗車の手段として使用しようとした場合は、これを無効として回収します。

(準用規定)

第35条 旅客規則第161条及び第170条の規定は、この章に準用します。

(注) 準用する旅客規則の内容は次のとおりです。

第161条 定期乗車券による急行列車等への乗車禁止

第170条 通学定期乗車券等の効力

第5章 払いもどし

(I C連絡定期券の払いもどし)

第36条 旅客は、I C連絡定期券が不要となった場合は、これを当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどしを行う箇所に差し出して、払いもどしの請求をすることができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 I C連絡定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。

- (1) 券面に表示された有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃及びS F残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (2) 券面に表示された有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額及びS F残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (3) 券面に表示された有効期間の終了日の翌日以降に払いもどしの請求があった場合はS F残額(10円未満のは数を切り上げ、10円単位とした額)を払いもどします。
- (4) 前各号により取り扱う場合は、手数料として I C連絡定期券1枚につき220円(定期旅客運賃の払いもどし額とS F残額との合計が220円に満たない場合はその額)を収受します。
- (5) 前各号の規定により払いもどしをする場合には、デポジットを返却します。

2 I C連絡定期券の払いもどしを行う箇所は運送事業者が別に定めます。

3 I C連絡定期券の払いもどしの請求を受け付けた後、利用者は払いもどしの取消し及びI C連絡定期券の機能の復元を請求することはできません。

4 第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該 I C連絡定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(I C連絡定期券の定期乗車券機能のみの払いもどし)

第37条 I C連絡定期券の定期乗車券機能のみが不要となった場合は、これを当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどしを行う箇所に差し出して、S F残額とデポジットを引き継いだ記名式 I Cカード乗車券の交付を請求することができます。この場合、旅客が別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該 I C連絡定期券の記名人本人であることを証明したときに限って、次の各号により払いもどしを行います。なお、S F残額のみの払いもどしを請求することはできません。また、別に定めるところにより、当該 I C連絡定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

- (1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃を払いもどします。
- (2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第277条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。
- (3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として220円を収受します。

2 前項の規定により払いもどしを行う場合は、前条第2項及び第3項の規定を準用します。

第6章 再発行・交換

(I C連絡定期券の紛失再発行)

第38条 I C連絡定期券の記名人が当該 I C連絡定期券を紛失した場合で、別に定める申込書を I C連絡定期券の再発行を行う箇所に提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り、紛失した I C連絡定期券（ S F残額がある場合は当該 S Fを含みます。）の使用停止措置を行い、当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の取扱箇所で、その翌日の取扱箇所の営業時間から14日以内に、当該 I C連絡定期券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の I Cカードにより再発行を行います。

- (1) 申込書を提出するとき及び再発行を行うときに、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該 I C連絡定期券の記名人本人であることを証明できること。
- (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること
- (3) 再発行を行う前に I C連絡定期券の処理を行う機器に対して当該 I C連絡定期券の使用停止措置が完了していること
- (4) 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する I C連絡定期券 1 枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受します。

2 I C連絡定期券の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことができません。

3 第 1 項に規定する期間内に、再発行する I C連絡定期券の引取りがない場合は、運送事業者は、当該請求に対する交付は行いません。

4 第 1 項及び第 2 項の取扱いを行った後に、紛失した I C連絡定期券を発見した場合は、旅客は、これを当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の払いもどしを取り扱う箇所に差し出して、デポジットの返却を請求することができます。この場合、旅客が紛失した I C連絡定期券とともに別に運送事業者が定める申込書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限り、返却の取扱いを行います。

(注) 発見した I C連絡定期券を利用者が再び利用することはできません。

5 第 1 項及び前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、当該 I C連絡定期券の記名人の代理人に対し、この取扱いを行うことがあります。

(I C連絡定期券の障害再発行)

第39条 I C連絡定期券の破損等によって当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の機器での取扱いが不能となった場合で、旅客が当該 I C連絡定期券とともに別に定める申込書を I C連絡定期券の再発行を取り扱う箇所に提出したときは、その原因が旅客の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当該 I C連絡定期券の使用停止措置を行い、当該 I C連絡定期券を発売した運送事業者の取扱箇所で、その翌日の取扱箇所の営業時間から14日以内に、当該 I C連絡定期券の裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の I Cカードにより、当該 I C連絡定期券と同一の定期券乗車券機能及び同額の S F残額をもつ I C連絡定期券の再発行の取扱いを行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行いません。

(I C連絡定期券の再発行に係る運送事業者の免責事項)

第40条 第38条に定める再発行の取扱いを行う場合、紛失した I C連絡定期券の使用停止措置が完了するまでの間に当該 I C連絡定期券の払いもどしや S F の使用等で生じた旅客の損害額については、運送事業者はその責めを負いません。

- 2 第38条及び前条に定める再発行の取扱いを行う場合、裏面に刻印されたカードの番号と異なる番号の I Cカードを発行したことにより I C連絡定期券の利用者に不利益又は損害が生じたときであっても、運送事業者はその責めを負いません。

第7章 特殊取扱い

(I C連絡定期券不正使用等に対する運賃・増運賃の収受等)

第41条 第34条第1項の規定により、 I C連絡定期券を無効として回収した場合(同条第3項において準用する場合を含みます。)は、当該旅客から次の各号による普通旅客運賃とその2倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

- (1) 第34条第1項第1号に該当する場合であって併用した乗車券が定期乗車券の場合は旅客規則第265条第1項第1号、普通回数乗車券の場合は同第265条第1項第2号、普通乗車券の場合は同第265条第1項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
 - (2) 第34条第1項第2号から第4号まで、第10号及び第11号に該当する場合は、旅客規則第265条第1項第3号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
 - (3) 第34条第1項第5号から第9号までに該当する場合は、旅客規則第265条第1項第1号をそれぞれ準用して計算した普通旅客運賃
- 2 第34条第3項の規定により無効として回収した場合であって I C連絡定期券に記録されたデータの変造、偽造を伴う場合は、当該データの内容をもって券面表示内容として取り扱うことがあります。

(同一駅で再度出場する場合の取扱い)

- 第42条 旅客が I C連絡定期券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場せずに再び旅行開始駅まで乗車して出場する場合は、実際乗車区間(券面に表示された有効期間内の場合は券面表示区間を除きます。)の普通旅客運賃を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。
- 2 旅客が券面表示区間外の当社の駅で、又は券面に表示された有効期間の開始日前若しくは有効期間の終了日の翌日以降において、 I C連絡定期券を使用して入場した後、乗車しないで同一駅で出場する場合は、旅客規則第295条第2項第1号に規定するその駅の入場料金を現金で支払い、カードの出場処理を受けなければなりません。

(列車の運行不能の場合の取扱い)

- 第43条 券面表示が有効期間内の I C連絡定期券を所持し、旅客が券面表示区間内を乗車する場合、列車が運行不能となったときは、次の各号の1に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができます。
- (1) 旅客規則第285条第1項第1号並びに同条第3項及び第4項に規定する他経路乗車の取扱い。
ただし、当社線区間に限ります。

- (2) 旅客規則第288条に規定する有効期間の延長又は定期旅客運賃の払いもどし

第8章 様式

(表示事項)

第44条 IC連絡定期券の表面には、次の各号に掲げる事項を表示します。

- (1) 定期旅客運賃
- (2) 有効区間及びその経路
- (3) 有効期間
- (4) 発売日付
- (5) 発売箇所名

第9章 手回り品

(準用規定)

第45条 旅客規則第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条から第316条までの規定は、この章に準用します。ただし、モノレール線内においては、北九州高速鉄道株式会社が定める規定によるものとします。

(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりです。

- 第307条 手回り品及び持込禁制品
- 第308条 無料手回り品
- 第309条 有料手回り品及び普通手回り品料金
- 第310条 普通手回り品切符
- 第311条 普通手回り品切符
- 第312条 持込禁制品又は制限外手回り品を持ち込んだ場合の処置
- 第313条 持込禁制品を持ち込もうとした場合の処置
- 第314条 旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処置
- 第315条 手回り品の保管
- 第316条 準用規定

別表(第12条) 連絡運輸範囲

当社線	接続駅	モノレール線
山陽本線 下関 鹿児島本線 門司港・博多間各駅 日豊本線 西小倉・柳ヶ浦間 筑豊本線 若松・飯塚間各駅	鹿児島本線 小倉	各駅